**平成２６年（フ）第４９８５号**
大阪市生野区巽北２丁目24番８号　まのハイツ別館302号
債務者　川元　友紀
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０２７号**
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番２―905号
債務者　石倉三枝子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５０２８号**
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22番２―205号
債務者　木邨　優子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８８７号**
東京都国立市谷保6007番地の２
債務者　岡　　伸治
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３８３号**
静岡県掛川市大渕6833番地の１　フェリーチェＢ―101、前住所静岡県掛川市大坂1580番地の15
債務者　マウリ　ムニヨス　マリオ　ルイスこと　ムニヨス　マウリ　ルイス　マリオ
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３９６号**
静岡県浜松市中区高丘東２丁目20番７―808号　ツインタワーズＢ
債務者　永井　悦子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第３９７号**
静岡県浜松市中区高丘東２丁目20番７―808号　ツインタワーズ浜松Ｂ
債務者　仁枝真紀子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第４０７号**
静岡県浜松市東区宮竹町147番地の２
債務者　石塚　敏雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第４４６号**
岡山県玉野市宇野２丁目27番22号
債務者　藤野　聖児
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４７６号**
岡山県高梁市有漢町有漢5716番地１、旧住所岡山県倉敷市西富井1329番地７
債務者　藤本　秀俊
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第８９９号**
さいたま市緑区原山１丁目16番17号
破産者　有限会社イーエーシー
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第３５号**
福島県郡山市富田町字権現林５番地２
破産者　有限会社リトルタイガー
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第１２５号**
群馬県富岡市七日市343番地の４
破産者　株式会社相川製作所
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第４２８号**
埼玉県所沢市岩岡町648番地の20
破産者　有限会社ＢＥＮＤＩＧＯ
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第９３号**
千葉県白井市根115番地の24
破産者　有限会社旭運輸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第９４号**
千葉県白井市南山３丁目12番８号
破産者　小沼　親明
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第９５号**
千葉県白井市南山３丁目12番８号
破産者　小沼　暁美
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２６年（フ）第１２８号**
千葉県四街道市吉岡1386番地
破産者　岡田　佳之
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部